

# 下水道や合併処理浄化槽を

## 利用しましょう

9月10日は「下水道の日」です。この日にちなんで、水の流れのサイクルを一度考えてみませんか？

清らかな水も使われた後は汚水となり、汚水をそのまま流すと自然環境を破壊することにつながります。

私たちが使った水を、きれいな水に戻して自然のサイクルの中に返してあげることで、杵築市の自然を守ることにつながります。

杵築市全体の生活環境の向上や水質保全を図るため、「下水道」や、下水道の区域外であれば「合併処理浄化槽」の利用をお願いします。



### 下水道

下水道は「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」「農業集落排水施設」に分かれています。

これらの下水道では、下水道法や水質汚濁防止法等に定められた基準を守り、汚れた水をきれいにしてから公共用水域へ流しています。

### ◆下水道への接続方法

下水道への接続は、杵築市で指定された工事店へご相談ください。

指定工事店は、杵築市公式ウェブサイトで下水道課で確認できます。

### ◆下水道を無断使用していませんか？

業者の申請忘れなどが原因で、知らずに無断使用している場合があります。

### ◆ご存知ですか？

下水道の無断使用は違法行為です。下水道を使用しているものの下水道使用料が請求されていない方は、すぐに下水道課までご相談ください。

### ◆ご存知ですか？

下水道使用料を計算するために各自で設置していただいているメーターにも、計量法に基づく検定有効期間があります。

有効期間は8年です。有効期間が過ぎないように交換をお願いいたします。

交換した場合は、上下水道課へお知らせください。

上下水道課 下水道管理係 (☎0978-62-2717)

### 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、汚れの指標であるBOD(生物学的酸素要求量)の除去率が90

%以上放流水のBODは20mg/l以下となっています。生活排水の中のBOD量は、1人1日当たり40gといわれています。合併処理浄化槽で処理すれば、この汚れがわずか4g以下に減ります。

台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を処理することができない汲み取り便槽や単独処理浄化槽と比較すると、その効果の差は非常に大きくなっています。

このことから、市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付しています。

### ◆合併処理浄化槽設置に対する助成

市内(下水道の区域外)において、既設の汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置転換する個人に対し、補助金が交付されます。

#### 【補助額】

- 5人槽：……33万2000円
  - 6～7人槽：41万4000円
  - 8～10人槽：54万8000円
- 生活環境課 環境衛生係 (☎0978-62-1807)

### 浄化槽の維持管理

適正な維持管理が行われていない浄化槽は悪臭や水質汚濁の原因となり、生活環境の悪化を招きます。このため、浄化槽法で浄化槽の使用に対して浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

**保守点検**：様々な機器の点検や消毒薬の補充。県知事登録業者に委託することができます。

**清掃**：浄化槽にたまった汚泥等の引き抜きをします。市町村の許可業者に委託することができます。

**法定検査**：保守点検や清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。指定検査機関(公財)大分県環境管理協会が行います。



## 個人番号カード・通知カード交付 臨時開庁のお知らせ

### 開庁日時

9月から11月までの第4日曜日(9時～16時まで)

**9月25日・10月23日・11月27日**

### 開庁窓口

**本庁舎 市民課**  
**山香庁舎 山香振興課**  
**大田庁舎 大田振興課**

個人番号カード・通知カードのお受け取りについて、担当窓口を臨時開庁いたしますのでご利用ください。

個人番号制度についてもお気軽にお問い合わせください。

## 個人番号カードをつくりませんか

個人番号カードには個人番号が記載されており、公的機関などでの個人番号の提示が必要な場面や、本人確認の際の顔写真つき身分証明書として利用できます。

1

### 【お問い合わせ先】

本庁舎 市民課 (☎0978-62-1806)、山香庁舎 山香振興課 (☎0977-75-2401)、大田庁舎 大田振興課 (☎0978-52-2222)

## 平成28年度 臨時福祉給付金

支給対象と思われる方に、8月下旬から申請書を発送しております。

### 【臨時福祉給付金の支給対象者】

平成28年1月1日時点で住民票が杵築市にあり、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方  
※市民税が課税されている方の扶養親族等や、生活保護制度の被保護者などは対象外

### 【支給額】

支給対象者1人につき3,000円(加算措置なし)

### 【支給期間】

10月3日(月)～平成29年3月15日(水)

### 【申請の受付期間】

平成29年  
**9月1日(木)～2月28日(火)**

### 【申請手続きの方法】

届いた申請書に必要事項を記入し、代表申請者の振込口座の「通帳の写し(コピー)」と「支給対象者全員分の公的身分証明書の写し(コピー)」などを同封し、返信用封筒(切手不要)で送付してください。

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者で口座変更されない方は「通帳の写し」と「公的身分証明書の写し」は不要です。

※公的身分証明書の具体例…運転免許証、健康保険証、住基カード等

※福祉推進課(山香庁舎)、本庁舎福祉窓口、大田振興課市民生活係での直接申請も受け付けますが、混雑が予想されますので、なるべく郵送での申請をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 福祉推進課 総務・監査係 (☎0977-75-2405)